

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針 (令和2年総務省告示第370号)の一部を改正する告示の概要

1 改正の理由

電話リレーサービス（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）第2条第2項に規定する電話リレーサービスをいう。以下同じ。）の提供状況やその課題を総括し、より適正かつ確実なサービス提供等を実現するために、大臣官房総括審議官（情報通信担当）が参集を求めて開催した「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」における議論を踏まえて取りまとめられた「電話リレーサービスの在り方に関する検討会報告書」（令和8年3月30日公表）を踏まえ、法第7条第1項の規定に基づき定めた聴覚聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針（令和2年総務省告示第370号。以下「基本方針」という。）について、所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

改正事項及びその概要は以下のとおり

① 電話リレーサービスの継続性を高めるための改正

【改正を行う条項】

基本方針 三 1 ④

【改正の内容】

電話リレーサービス提供機関（以下「提供機関」という。）に業務継続計画を整備させるもの

② 電話リレーサービスの利用料金を柔軟に設定するための改正

【改正を行う条項】

基本方針 三 1 ⑤

【改正の内容】

提供機関が設定する利用体系を従量制に限定していたものを削除するもの

③ 通訳等オペレータの研修を充実させるための改正

【改正を行う条項】

基本方針 三 1 ⑦

【改正の内容】

提供機関に利用者の意見を聴取し、通訳オペレータに必要な研修を受けさせるもの

④ 利用者の意見を適切に反映させるための改正

【改正を行う条項】

基本方針 三 1 ⑩

【改正の内容】

提供機関に利用者からの意見等を反映させ、定期的に分析する体制構築を行わせるもの

⑤ 効率的な予算執行、コストの適正化及び透明化を強化するための改正

【改正を行う条項】

基本方針 三三①

【改正の内容】

提供機関にシステム更改や開発に相当な費用が必要となる場合には、交付金の額が一時的に突出しないような事業計画の策定に努めるよう、配慮させるもの

3 施行期日

公布の日から施行する。(令和8年6月26日公布・施行)